

大規模事故編

《目次》

第1章 総論	1
第1節 計画の目的等	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の対象	3
第3 計画の修正等	3
第4 他の計画との関係	3
第5 計画の基本的考え方	3
第2節 大規模事故への体制	4
第1 市の活動体制	4
第2 災害救助法の適用	5
第2章 大規模事故対策計画	7
第1節 大規模火災対策計画	9
第1 予防計画	9
第2 応急対策計画	10
第2節 林野火災対策計画	11
第1 予防計画	11
第2 応急対策計画	12
第3節 危険物等災害対策計画	13
第1 予防計画	13
第2 応急対策計画	15
第3 特別防災区域における応急対策	17
第4節 航空機災害対策計画	19
第1 予防計画	19
第2 応急対策計画	19
第5節 鉄道災害対策計画	21
第1 予防計画	21
第2 応急対策計画	21
第6節 道路災害対策計画	23
第1 予防計画	23
第2 応急対策計画	23
第7節 海上災害対策計画	25
第1 予防計画	25
第2 応急対策計画	25
第8節 油等海上流出災害対策計画	27
第1 予防計画	29
第2 応急対策計画	30
第9節 放射性物質事故対策計画	32
第1 予防計画	33
第2 応急対策計画	34

第3 復旧計画	37
第10節 大規模停電対策計画	38
第1 予防計画	38
第2 応急対策計画	39

第1章 総論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が增大している。

市原市内及び周辺は、東京湾に面した埋立地に石油コンビナート群が立地し、上空が航空路となっていることなどから、海難事故、油流出事故、航空機事故等が発生するおそれがある。また、都市化の進展や土地利用の多様化に伴う大規模火災などに対する防災対策の一層の充実強化が求められている。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、地震・津波編に準ずるものとする。

第2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

〈対象とする事故災害〉

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 大規模火災 | (2) 林野火災 |
| (3) 危険物等災害 | (4) 航空機災害 |
| (5) 鉄道災害 | (6) 道路災害 |
| (7) 海上災害 | (8) 油等海上流出災害 |
| (9) 放射性物質事故 | (10) 大規模停電 |

第3 計画の修正等

総則編 第1節「第3 計画の修正等」に準ずる。

第4 他の計画との関係

総則編 第1節「第4 他の計画との関係」に準ずる。

第5 計画の基本的考え方

総則編「第2節 計画の基本的考え方」に準ずる。

第2節 大規模事故への体制

大規模事故災害への対応は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防及び警察が当たりますが、事故による被害が甚大な場合、周辺住民等に影響を及ぼすおそれがある場合は、市及び防災関係機関が協力して必要な対応を行う。

なお、各防災関係機関の所掌業務は、総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第1 市の活動体制

1. 事故本部設置前の体制

市長（危機管理課）は、事故災害による被害が発生し、又は発生が予想され、必要と認めるときは、情報収集体制、災害注意体制又は災害警戒体制をとり、必要な職員を配備する。

なお、職員の動員、警戒活動、災害警戒担当者会議の運営は、地震・津波編に準ずる。

【地震・津波編 第3章 第1節「第1 市職員の配備」参照】

2. 事故対策本部の設置

市長（危機管理課）は、事故災害により重大な被害が発生し、必要と認めるときは、事故災害対策本部を設置し、必要な職員を配備する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営並びに配備体制は、災害対策本部に準ずる。

【地震・津波編 第3章 第1節「第2 市災害対策本部の設置」参照】

3. 現地調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認める場合、市（危機管理課、消防局）は県と連携して現地調整所を速やかに設置する。

4. 情報収集・報告

市（危機管理課、消防局）は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

〈消防庁への報告要領〉

- | |
|---|
| <p>(1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、県に加えて消防庁にも報告</p> <p>(2) 通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁へ変更</p> <p>(3) 119番通報の殺到状況時には、その状況を消防庁及び県に報告</p> |
|---|

第1章 第2節 大規模事故への体制

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等直接即報	建 物 火 災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交 通 機 関 の 火 災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 特 別 防 災 区 域 内 の 事 故	(1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの
	危険物等に係る事故 (石油コンビナート 等特別防災区域内の 事故を除く。)	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原 子 力 災 害 等	(1) 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏洩 (2) 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
	そ の 他 特 定 の 事 故	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）
救 急 ・ 救 助 事 故	死者、負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

項目	担当
第1 予防計画	消防局
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、消防団、警察署

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 出火防止、初期消火の普及

地震・津波編 第2章 第3節「第1 地震火災の防止」に準ずる。

2. 不燃化の促進

地震・津波編 第2章 第3節「第2 建築物不燃化の促進」に準ずる。

3. 防災空間の整備・拡大

地震・津波編 第2章 第3節「第3 防災空間の整備・拡大」に準ずる。

4. 大規模・高層建築物等の防火促進

(1) 多数の者を収容する建築物

市（消防局）は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 大規模・高層建築物の防火対策

市（消防局）は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「多数の者を収容する建築物」の防火対策に加え下記事項について指導する。

- ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ① 高水準消防防災設備の整備
 - ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ③ 防災センターの整備
- イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

5. 文化財の防火対策

地震・津波編 第2章 第12節「第5 文化財保護対策の推進」に準ずる。

6. 消防体制・施設の整備

地震・津波編 第2章 第4節「第1 消防体制・施設の強化」に準ずる。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、火災の状況に応じた職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

市（消防班）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

市（消防班）は、火災現場の救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対して避難の勧告・指示を発令する。

警察署、消防団は、避難勧告・指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、火災の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等により広報する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第2節 林野火災対策計画

項目	担当
第1 予防計画	消防局、学校教育課、農林業環境整備課、中部林業事務所、 県森林組合、森林所有者
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、消防団、警察署

本市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極めて大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。

第1 予防計画

1. 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

市（消防局）は、広報紙、市ホームページ、市情報配信メール、ツイッター等を活用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

市（学校教育課）は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小中学校の児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動

市（消防局）、県森林組合北部支所は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

2. 法令による規制

市（消防局）は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 市原市火災予防条例で定める火の使用制限

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限

(3) 市原市火入れに関する条例に規定する火入れの許可制の励行

3. 予防施設の整備

県（中部林業事務所）、市（農林業環境整備課）及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用吸い殻入れの保持の徹底を図る。

4. 消火施設の整備

県（中部林業事務所）、市（農林業環境整備課）及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5. 林野等の整備

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

県（中部林業事務所）、市（農林業環境整備課）は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。また、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実に努める。

6. 森林保険への加入

県（中部林業事務所）は、未加入森林の森林保険への加入を促進する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、林野火災の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県に報告する。

3. 広報活動

市（企画班）は、林野火災の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール、広報車等により広報する。

4. 消防活動

市（消防班）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用い、自衛隊航空機等による支援を得て被害の拡大防止に努める。

5. 救急救助

市（消防班）は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。また、孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

6. 交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

また、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定する。

7. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対して避難の勧告・指示を発令する。

警察署、消防団は、避難勧告・指示等の伝達、避難誘導に協力する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第3節 危険物等災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	消防局、市原健康福祉センター（市原保健所）、事業所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、水道班、消防班、市原健康福祉センター（市原保健所）、警察署、千葉海上保安部、消防団
第3 特別防災区域における応急対策	消防班、企画班、統括班

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市においても石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）内で液化石油ガスタンクの火災・爆発が発生した。

この爆発では、飛散物により発災事業所内のアスファルトタンクが破損し、アスファルトが海上へ漏洩するとともに、隣接する2事業所の一部でも飛散物などにより火災が発生した。さらに、近隣事業所や近隣居住地区でも爆発の影響（飛散物・爆風）により、窓ガラス、シャッター、スレート等の破損や、車両の汚損が発生したことから、周辺地域に避難勧告を発し一時は、1,000人を超える住民等が避難を余儀なくされた。

また、避難にあっては、発災現場に近い避難所から民間のバス事業者の協力を得てより安全な内陸部の避難所へ二次避難を実施するなど、地震を起因とする複合災害への対応など、今後の防災対策に多くの教訓をもたらしたところである。

本節はこの震災の教訓等を踏まえ、特別防災区域外における石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策並びに特別防災区域における災害に伴う周辺地域の防災対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第6節 道路災害対策計画」、また、特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

また、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

- | |
|---|
| (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など |
| (2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など |
| (3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど |
| (4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など |
| (5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など |

第1 予防計画

1. 危険物事故対策

(1) 市の対策

市（消防局）は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検

査等を行い、法令基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転などの規制措置をとる。

また、危険物施設の現状把握及び的確な防災計画の策定、事業所等への監督指導の強化、事業所ごとの火災防災計画の作成及び隣接防災消防体制の強化、危険物関係職員等に対する防災教育等を推進する。

(2) 事業所等の対策

危険物事業所は、消防法等を遵守して危険物の災害予防措置に万全を期する。また、危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所は、その規模に応じて危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員を選任し、保安管理を徹底する。

また、自主的保安体制の確立、従業員教育、事業所相互の協力体制の確保を推進するほか、大規模な危険物施設を有する事業所等は、周辺住民の安全を確保するための防火壁等の設置を検討する。

2. 高圧ガス事故対策

(1) 県及び市の対策

県及び市（消防局）は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。また、保有する防災資機材の報告を求め、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。その他、事業所等に対する保安教育、定期的な防災訓練に努める。

(2) 事業所の対策

高圧ガス事業所は、防災組織、通報体制、緊急動員体制、相互応援体制を確立し、また、防災資機材を整備し、従業員等の保全教育や防災訓練を推進する。

3. 火薬類事故対策

(1) 県及び関係団体の対策

県及び火薬類関係団体は、火薬類関係施設の事業者に対して火薬類の取り扱いに関する防災知識の啓発等を行う。

(2) 事業所の対策

火薬類関係施設事業所は、警戒体制や防災体制を整備し、また、防災組織、通報体制、緊急動員体制及び相互応援体制を確立し、従業員の安全教育や防災訓練を推進する。

4. 毒物劇物事故対策

(1) 県の対策

県（市原健康福祉センター（市原保健所））は、毒物劇物の製造業者及び輸入業者等に立入検査し、法令厳守や事故の未然防止措置や事故時の適切な対応について指導する。

(2) 事業所の対策

毒物劇物の製造業者、輸入業者、販売業者等は、取扱責任者の設置、管理体制の整備、施設の保守点検、作業員の教育訓練等を実施し、危害防止を図る。

5. 特定事業所の対策

市（消防局）は、特定事業所の管理者に対して次の対策を実施するよう指導する。

(1) 従業員等の待機・備蓄

企業等は、災害の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。

また、従業員等が事業所内に待機できるよう、最低3日分、推奨1週間分の必要な水、食

料、毛布などの物資の備蓄に努める。

(2) 従業員等の待機環境の整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努める。

(3) 事業継続計画等への帰宅方針等の位置づけ

企業等は、事業継続計画等において、災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておく。

(4) 安否確認手段の確立

企業等は、災害発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、インターネットのSNSの活用など複数の安否確認手段をあらかじめ用意しておくよう周知する。

(5) 避難訓練

企業等は、事業所と周辺住民の共同による避難行動を軸とした防災訓練を定期的に行い、一時避難場所や市の指定する避難場所までの避難経路を確認し、必要に応じて対策の見直しを行う。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

(6) 災害情報等の入手手段の確保

特別防災区域に災害が発生した場合、防災関係機関がとるべき広報体制は、千葉県石油コンビナート等防災計画（災害広報）によるが、企業等は避難勧告等の情報を確実に入手できるよう市の同報系防災行政無線を受信できる防災ラジオ、情報配信メール、さらには緊急地震速報等の受信装置等の整備に努める。

(7) 初動体制の構築

千葉県の「特定事業所等における地震・津波発生時の初動体制の手引き」により、地震発生時の対応方針等の見直しや社員教育など事業所の防災体制の再構築を図る。

(8) その他の備え

企業等は、石油コンビナート等特別防災区域協議会及び市消防機関と協議の上、付近の住民や自主防災組織（町会）等に、各事業所のとっている防災対策等について平時から理解と協力が得られるよう努めるとともに、風評の原因となった場合については適切な広報活動を実施する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、被災現地への職員派遣等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

市（消防班）は速やかに事故の状況を把握し、迅速に危険物等火災の性状に応じた消防活動を行うとともに、延焼や汚染の拡大防止に努める。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消防活動の応援や防災資機材の調達について協力を要請する。

4. 救急救助

市（消防班）は、事故現場の救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。また、必要に応じて警察署、海上保安部等に協力を要請する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大、有毒物質の拡散等により危険が予想される地区に対し避難の勧告・指示を発令する。

警察署、消防団は、避難勧告・指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等により広報する。

8. 水道汚染対策

市原健康福祉センター（市原保健所）は、毒物劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合、市（水道班）に通報する。また、市（水道班）は、汚染防止対策等を講じる。

9. その他の対策

事故が発生した事業所は、状況に応じて次の対策を講じる。

(1) 危険物を取り扱う事業所

各種防災設備を有効活用した迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるほか、従業員等の安全を確保する。

(2) 高圧ガスを取り扱う事業所

高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じ、防災資機材が不足する場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

また、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(3) 火薬類を取り扱う事業所

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 毒物劇物製造者及び輸入業者等

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合、市原健康福祉センター（市原保健所）、警察署、市（消防班）に通報するとともに、自ら定める災害防止規定等に基づき、漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

第3 特別防災区域における応急対策

特別防災区域における災害に伴う周辺地域の防災対策は、「石油コンビナート等特別防災区域内の事故に係る初期対応方針」に基づいて実施するものとし、その大綱は次のとおりである。

1. 通報及び連絡

市内の特別防災区域内で事故が発生し、事業所からホットライン等を通じてちば消防共同指令センターに事故発生の通報があった場合、市（消防班）は関係部へ連絡する。

2. 情報収集、広報

市（消防班）は、事故発生の通報を受けた場合、事故に伴い人体に害を及ぼす物質の発生又は発生するおそれの有無を確認するとともに、確認した物質に関する情報を関係機関と共有する。また、専門職員を事故発生事業所又はその周辺に派遣し、詳細情報を収集する。

市（消防班、企画班）は、必要に応じ、周辺住民に対して同報系防災行政無線による情報提供を行うとともに、市広報車の活用、消防団の協力を得るなど、周辺住民の注意を喚起するための巡回広報を実施する。ただし、従事する者の安全確保に著しい支障が存する場合はこの限りでない。

3. 避難対策

避難計画が時機を失することなく適切に行われるためには、異常現象等の早期通報が前提条件であり、千葉県石油コンビナート等防災計画による広報計画及び避難計画と不離一体の関係にあることや、状況により救急・救護を要すること等に留意する。

特に地震時には、コンビナート災害の影響回避のために住民避難を行う場合において、市街地での火災発生状況、道路や橋梁の被害状況、津波の危険性なども考慮するとともに、東日本大震災により発生した液化石油ガスタンクの爆発事故では、タンクの破片が約 1,300m、板金が約 6,200m の遠方まで飛散したことや、約 3,900m の地点でガラスの破損が確認されていること、さらには石油コンビナート区域の周辺に設置されている防潮堤の多くが、当該区域よりも内陸側に設置されていることに留意する。

(1) 避難計画の方針

特別防災区域内における石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物に係る火災、爆発、ガスの漏洩、拡散等の災害が発生した場合において、減災の視点に重点を置き、人命の安全の確保を最優先とし、住民等を早期かつ適切に安全地域に避難させる。

(2) 避難情報発令基準（避難を要する事態）

避難を要する事態は、災害想定及びこれに準じた災害で、現に位置している場所が危険と予想される場合であり、その基準は次のとおりとし、現場の最高責任者が決定する。

（避難の基準）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 火災の輻射熱が人体の安全限界を超え、又は超えると予想される場合 ② 毒性ガスの漏洩拡散により危険が生じた場合 ③ 可燃性ガスの漏洩拡散及び機器等の異常圧力上昇等により、爆発危険が生じた場合 ④ 油等が防油堤外に大量に流出し、人体に危険をおよぼすと予想される場合 ⑤ 特別防災区域の沿岸に大津波警報が発表された場合 ⑥ その他最高責任者が必要と認めた場合 |
|---|

(3) 避難の区分

災害の時間、範囲、規模等を考慮し次の区分による避難を行う。

第2章 第3節 危険物等災害対策計画

一次避難	災害により、その危険が切迫した場合等で、主に現場から緊急離脱させる等の避難をさせる。
二次避難	災害により、その危険が災害現場のみでなく、当該事業所内に拡大し、又は拡大すると予想される場合で、事業所従業員等を他の安全な場所に避難させる。
三次避難	災害の発生した事業所のみでなく、近隣事業所にも災害がおよび、又はそのおそれのある場合で、事業所集団として避難させる。
四次避難	災害が広域化し、又はそのおそれのある場合で周辺住民等を避難させる。

(4) 避難勧告・避難指示（緊急）

市長（統括班、消防班）は、避難を要する事態となった場合、避難の勧告又は指示（緊急）を行う。

ただし、状況により、警察官または海上保安官は避難の指示を行うことができる（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）。

なお、一次避難については、その性質上現場最高責任者が行うものとし、状況によっては、二次避難についても行う。

(5) 避難方法

避難は原則として徒歩とし、市（消防班）は、現地に職員を派遣して避難者を安全に誘導するとともに、その状況を市長に逐次報告する。

警察は、避難誘導のための警察部隊を配置し、市（消防班）等と連携して避難誘導路を確保するとともに、避難者の混乱防止のための広報を行う。

(6) 避難場所

三次避難（事業所集団による避難）による避難場所は、事業所があらかじめ定める一時避難場所のほか、特別防災区域外に指定する。

なお、四次避難における周辺地域の住民等の避難場所は、地震・津波に対する指定緊急避難場所に準ずる。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

(7) 再避難の措置

ア 再避難

市長（統括班、消防班）は、避難場所等の情勢が悪化して避難者に危険が及ぶおそれがある場合は、時機を失することなく再避難の指示を行う。

この場合、交通事業者との災害協定により、バスやタクシー等を確保して避難者を輸送する。また、事業者は、市から要請があった場合、事業者の所有する車両の手配等に協力し、従業員等の安全確保に努める。

イ 再避難場所

再避難場所は、より内陸部に位置する市の公共施設のほか、事業者の所有する厚生施設等とする。

【協定編「災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書」】

【協定編「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書」】

(8) 市原市における石油コンビナート等特別防災区域からの空路、海路による避難

市長は、特定防災区域内の従業員等の避難に緊急を要し、かつ陸路における避難が困難と判断した場合は、千葉県石油コンビナート等防災計画に基づき、千葉県石油コンビナート等防災本部に必要な措置を要請するものとする。

第4節 航空機災害対策計画

項目	担 当
第1 予防計画	危機管理課、消防局
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、保健班、消防班、警察署、千葉海上保安部、消防団

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいい、本市は含まれない。）以外の区域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める。

第1 予防計画

市（危機管理課、消防局）は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第2 応急対策計画

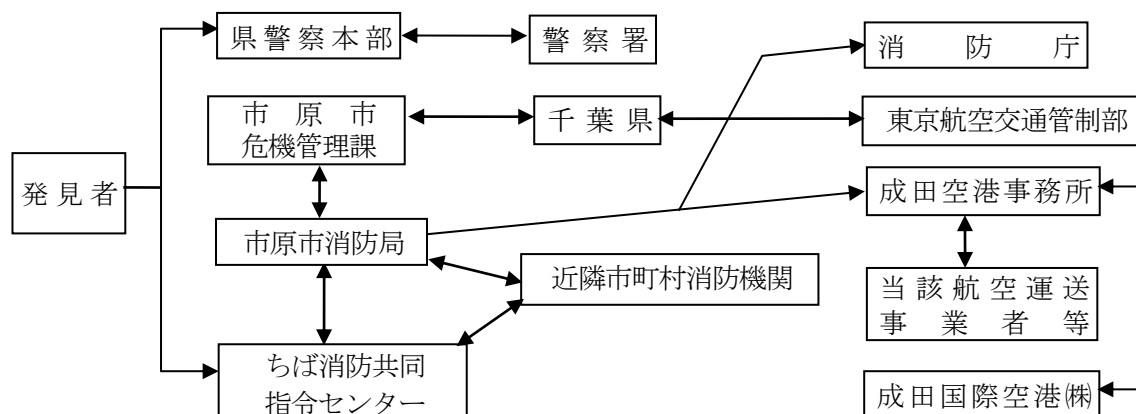
1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。



（成田国際空港区域周辺以外で事故が発生した場合の情報受伝達ルート）

3. 消防活動

市（消防班）は、近隣消防機関、警察と協力し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

さらに、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

市（消防班）は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、（一社）市原市医師会、（一社）市原市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後に搬送する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対し避難の勧告・指示を発令する。

警察署、消防団は、避難勧告・指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等で広報する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署と連携して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

9. 防疫

市（保健班）は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携し、地震・津波編 第3章「第15節 保健活動・防疫計画」に準ずる防疫活動を実施する。

第5節 鉄道災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	危機管理課、土木管理課、消防局、東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)、市原土木事務所、千葉国道事務所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、警察署、消防団、東日本旅客鐵道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第1 予防計画

1. 連絡体制の整備

市（危機管理課、消防局）、鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)）及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2. 踏切等の改良、整備

国、県、市、道路管理者（市土木部、県市原土木事務所、千葉国道事務所）、鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 応急対策計画

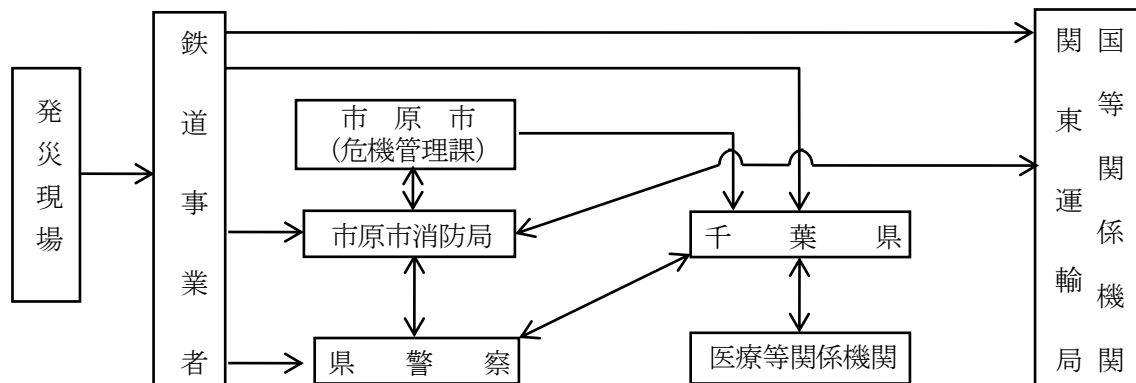
1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、鉄道事故の通報を受けた場合、被災状況を把握して県及び関係機関に連絡する。



〈鉄道事故発生時の情報伝達ルート〉

〈関係機関連絡先〉

関係機関	担当課	防災無線 電 話	防災無線 F A X	N T T 電 話	N T T F A X
関東運輸局	総務部総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017
東日本旅客鉄道(株)	千葉支社 運輸部指令室	640-721	640-722	0120-37-2125	043-254-3285
京成電鉄(株)	運輸司令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
小湊鐵道(株)	鉄道部	644- 721, 723	644-722	0436-21-6771	0436-22-7670
京葉臨海鐵道(株)	運輸部	—	—	043-265-2530	—

3. 消防活動

市（消防班）は、速やかに火災の状況を把握して消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救助・救護活動

市（消防班）は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、（一社）市原市医師会、（一社）市原市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後に搬送する。

5. 交通対策

警察署は各道路管理者及び関係機関と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対して避難の勧告・指示を発令する。また、必要に応じて乗客等を一時収容する避難所を開設する。

警察署、消防団は、避難勧告・指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等による広報活動を行う。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

9. 鉄道事業者の応急・復旧対策

事故が発生した鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故が発生した場合、各社の事故対応規則等の定めるところにより、初期消火、救護活動等を適切に実施して被害を最小限にとどめるとともに、早急な復旧に努める。

(2) 代替交通手段の確保

事故による運行停止区間の代替交通手段を確保するため、他の鉄道事業者やバス事業者等の協力を得て振替輸送やバス代行輸送などを実施する。

第6節 道路災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	土木管理課、道路維持課、南部土木事務所、農林業環境整備課、市原土木事務所、県中部林業事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)、県トラック協会
第2 応急対策計画	統括班、企画班、土木班、医療衛生班、消防班、警察署、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)、輸送事業者

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者（市土木部・農林業環境整備課、縣市原土木事務所、県中部林業事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物等積載車の災害予防

県トラック協会（市原支部）は、危険物等を積載する輸送事業者に対して、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

危険物等積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。また、道路管理者（市土木部、縣市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）と協力して危険物の防除活動を実施する。

市（消防班）は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

市（消防班）は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署及び道路管理者は、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案して、被害が予想される範囲に避難勧告・指示を発令し、又は立ち入り禁止区域を設定する。

警察署、消防団は、避難勧告・指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等により広報する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第7節 海上災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	千葉海上保安部
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、市原警察署、千葉海上保安部

本市周辺の海域において、船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生を想定した対策を定める。

ただし、油等の流出事故については、「第8節 油等海上流出災害対策計画」に定めるところによる。

また、この計画の対象とする災害は次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

第1 予防計画

千葉海上保安部等は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その他、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、県、警察等の関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 捜索・救助・救護活動

(1) 捜索

市（消防班）、千葉海上保安部、警察署は、共同防災組織等と連携し、直ちに海岸及び海域において被災者の捜索活動を行う。

(2) 消火

千葉海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」に基づき消防機関と連携して対処する。

(3) 救助・救急

市（消防班）は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、(一社)市原市医師会、(一社)市原市歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部

等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等による広報を行う。

5. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署等と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第8節 油等海上流出災害対策計画

項目	担当
第1 予防計画	危機管理課、下水道施設課、消防局、市原土木事務所、千葉港湾事務所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、環境班、廃棄物対策班、医療衛生班、保健班、消防班

本市周辺の海域において油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1. 対象災害

本計画の対象は、船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2. 防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 千葉海上保安部

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 「海防法」に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- ス 「自衛隊法」（昭和29年6月9日法律第165号）に基づく災害派遣要請
- セ 海上治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(2) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整

第2章 第8節 油等海上流出災害対策計画

- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- カ 「自衛隊法」に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(3) 市

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難勧告・指示
- ク 県又は他の市町村等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

(4) 市消防局

- ア 事故状況の実態把握と情報収集
- イ 人命の救助及び救急活動
- ウ 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- エ 漂着油、排出油の防除活動
- オ 関係機関との相互情報提供

(5) 市消防団

- ア 漂着油、排出油の防除活動

(6) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

- (7) 漁業協同組合等
 - ア 漁業被害の防止対策
 - イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施
- (8) 海上災害防止センター
 - ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
 - イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
 - ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
 - エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
 - オ 防災関係者への指導助言の実施
- (9) 石油連盟
 - ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
 - イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん
- (10) 石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所
 - ア 特定事業所等に係る被害応急対策排
 - イ 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は特別防災区域内に限る。）
 - ウ 特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

3. 事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第1 予防計画

1. 広域的な活動体制の整備

市（危機管理課、消防局）は、県及び国等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

2. 油防除作業体制の整備

市（消防局）は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ確にできるよう体制整備に努める。

3. 油防除資機材の整備

市（消防局）は県及び共同防災組織等と連携し、救命具、オイルフェンス、油吸着材等必要な資機材の整備に努める。

また、油回収資機材としてのゴム長靴等については、流通備蓄体制の整備に努める。

4. 水門管理等の充実

市（下水道施設課）、市原土木事務所、千葉港湾事務所は、油等の内水面への流入又は海上への流出を防止するため、水門の管理、情報の受伝達体制の整備に努める。

第2 応急対策計画

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、千葉海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集

市（消防班）は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、特定事業所及び共同防災組織等と協力してパトロール等により情報収集を行い、速やかにその状況を報告する。

3. 流出油の防除措置

市（消防班、環境班、廃棄物対策班）は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

4. 警戒区域の設定・避難活動

市（統括班、消防班）は、沿岸住民に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域の設定及び立入制限を実施し、現場の警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示を行う。

5. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況等について、同報系防災行政用無線、情報配信メール等による広報活動を行う。

6. 環境保全対策

県及び市（環境班）は、油等流出事故による環境汚染等に対して保全措置を講じる。

(1) 必要に応じて環境調査を実施し、環境汚染に関する情報を国や防災関係機関に提供する。

(2) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7. 健康対策

市（医療衛生班）は、市原健康福祉センター（市原保健所）及び（一社）市原市医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。また、市（保健班）は、異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

8. 補償対策

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

9. 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後も、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第9節 放射性物質事故対策計画

項目	担当
第1 予防計画	危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課、子ども福祉課、環境管理課、消防局、放射性物資取扱事業所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、物資班、水道班、下水道班、環境班、廃棄物対策班、住宅班、消防班、市原健康福祉センター（市原保健所）
第3 復旧計画	企画班、保健班、物資班、農林班、水道班、廃棄物対策班

1. 基本方針

市内には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所ではなく、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）に基づく原子力事業所からの「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」にも入っていない。

一方、市内には核燃料物質や放射性同位元素等を使用する事業所が存在するほか、市内に核燃料物質等を積載する車輛が通過したり、東京湾を原子力艦が通行することが予想され、これらの施設や輸送中において事故が発生する可能性がある。

なお、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況把握は国の所掌事項で、市及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所での事故に起因する放射性物質の拡散により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。さらに、県内でも局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じた。

これらを踏まえ、本計画に放射性物質事故を想定した予防対策や災害応急対策を定める。

〈用語の定義〉

核原料物質	原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
核燃料物質	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
放射性同位元素	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
原子力事業所	原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
核燃料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
核原料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性同位元素等使用事業所	放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性物質取扱事業所	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2. 放射性物質事故の想定

千葉県地域防災計画に準じ、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 市内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている放射性物質の種類及び量を考慮すると、市内で大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

なお、市内の核燃料物質使用事業所は1箇所、放射性同位元素使用事業所は38箇所である。

〈市内の放射性同位元素使用事業所の内訳〉

種類	区分	密 封	非密封	放 射 線 発 生 装 置	合 計 (重複除く)
民間の工場・作業所		29箇所	0箇所	0箇所	29箇所
医 療 機 関		2箇所	1箇所	2箇所	(3箇所) 5箇所
そ の 他		1箇所	1箇所	0箇所	2箇所
計		32箇所	1箇所	2箇所	(33箇所) 35箇所

(注1) 「密封」は密封されたもの、「非密封」は密封されていないものを示す。

(注2) すべての区分に該当する事業所が1箇所あるため、重複を除くと2箇所減ることになる。

- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。
- (3) 近隣の茨城県等に立地する原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第1 予防計画

1. 放射性物質取扱施設の把握

市（消防局）は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・伝達

市（危機管理課、消防局）及び県は、国、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・伝達体制を確保するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3. 応急活動体制の整備

市（危機管理課、消防局）は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、市、警察及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4. 放射線モニタリング体制の整備

市（環境管理課）は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

5. 退避誘導體制の整備

市（危機管理課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織（町会）の協力を得て退避誘導體制の整備に努める。

市（高齢者支援課、障がい者支援課、子ども福祉課）は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

6. 防災教育・防災訓練の実施

県及び市（危機管理課、消防局）は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するほか、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及に努める。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防局）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 放射性物質取扱事業所での事故

事業所において放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、放射性物質取扱事業所の事業者は国、県、市（消防班）、警察などの関係機関に速やかに以下の事項を通報するとともに、事故の状況について随時連絡する。

① 事故発生の時刻	② 事故発生の場所及び施設
③ 事故の状況	④ 放射性物質の放出に関する情報
⑤ 予想される被害の範囲及び程度等	⑥ その他必要と認める事項

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故

核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第9条の規定により通報すべき事象）が発生した場合、原子力防災管理者は直ちに国、県、市（消防班）、警察に前項①～⑥の事項を通報する。

3. 事業者による応急対策活動

(1) 放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講じる。

(2) 放射性物質の事業所外運搬における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区

域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことで、原子力災害の発生の防止を図る。

また、直ちに必要な要員を現場に派遣し、必要に応じて他の原子力事業者にて要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。さらに、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

4. 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

市（消防班）は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

5. 緊急時のモニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

① 大気汚染調査	② 水質調査
③ 土壌調査	④ 農林水産物への影響調査
⑤ 食物の流通状況調査	⑥ 市場流通食品等検査
⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	⑧ 廃棄物調査

(2) 市の措置

市（環境班、水道班、下水道班、廃棄物対策班）は、公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

6. 防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の「O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認める場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に連絡し、必要に応じて退避・避難を要請する。

市（統括班）は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置をとる。

7. 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県及び市（水道班、物資班、農林班）は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

8. 広報活動

市（企画班）は、モニタリング結果等をホームページ、広報紙で提供するとともに、問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

第2章 第9節 放射性物質事故対策計画

<参考 原子力災害対策指針「OILと防護措置について」>

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 *2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 *2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h*6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 *2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	

- *1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- *2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- *3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- *4 *3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。
- *5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- *6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- *7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- *8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- *9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

9. 緊急輸送

県は、関係機関と相互に連携し、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

10. 医療対策

県は、市原健康福祉センター（市原保健所）に健康相談窓口を開設し、必要に応じて外部被ばく体表面汚染測定可能医療機関の紹介等を行う。また、必要に応じて国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

11. 広域避難

(1) 市外への広域避難

市本部長（統括班）は、避難者を市外に一時滞在させる必要がある場合、県内の他市町村長又は知事に一時滞在の協議、要請を行う。また、受入れが決定した場合は、県に避難者の輸送等の支援を要請する。

受入後は、受入先の市町村と連携して避難者の居所を把握し、被災者台帳等を活用して避難者の支援を円滑かつ効果的に実施する。

(2) 市外からの広域避難者の受入れ

市（統括班、住宅班）は、他市町村や県から避難者の一時滞在の要請を受けた場合、当該避難者を受け入れ、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により一時滞在施設を確保する。

また、避難元の市町村等と連携して避難者への支援を行う

第3 復旧計画

1. 汚染された土壌等の除去等の措置

県及び市（関係各班）は、国の指示、法令等に基づき、それぞれが所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2. 各種制限措置等の解除

県及び市（物資班、水道班、農林班）等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 住民の健康管理

県及び市（保健班）は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

県は、国及び市（企画班）等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第10節 大規模停電対策計画

項目	担当
第1 予防計画	県、県企業局、危機管理課、施設所管課、農林業環境整備課、各課、電力事業者、電気通信事業者
第2 応急対策計画	統括班、人員・情報管理班、企画班、土木班、各班、電力事業者、電気通信事業者、市原土木事務所

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第1 予防計画

1. 倒木対策

市（各課）は市管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

県、市（農林業環境整備課）、電力事業者及び電気通信事業者は、森林所有者に対して強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのある樹木の伐採を励行する。

2. 非常電源の確保

(1) 非常電源の確保

県（企業局）、市（施設所管課）は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点（本部、支所、南部土木事務所、水道施設、灌水施設等）のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

また、市（保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課）は、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、病院、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

(2) 非常電源の情報共有

市（危機管理課）は、大規模停電時に電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、重要施設の非常電源整備状況リスト*を作成し、国、県、電力事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び上下水道やガス等ライフライン施設、災害応急対策の実施機関の重要施設等について、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

3. 被災者支援サービスの備え

市（危機管理課）は、大規模停電時の住民ニーズに対応した各種支援サービスの実施体制を整備する。

(1) 充電サービスの準備

停電が長期化した場合に避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施するため、これらの施設に電源タップ等を備える。

(2) 熱中症対策

夏季の停電による熱中症対策として、避難所へのスポットクーラーや冷風扇等の配備を検討する。

4. 停電を想定した家庭内備蓄の励行

市（危機管理課）は、停電の長期化を想定してLED ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市長（統括班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

2. 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

市（人員・情報管理班、企画班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

3. 電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

市（人員・情報管理班）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、市内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。

また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、県石油商業組合市原支部に燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

市（人員・情報管理班）は、長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請、EV や PHEV の公用車の活用、災害協定による自動車販売店へのEV車の派遣要請により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。

【協定編「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」】

【協定編「電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定」】

4. 電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、市があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設 |
| イ | 指定避難所として開設されている施設 |
| ウ | 災害対応の中核機能となる市災害対策本部が存在する施設 |
| エ | 上下水道施設をはじめとするライフライン施設 |

計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

市（人員・情報管理班）は、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者、電気通信事業者に提供する。

(2) 道路障害物の除去

電力事業者、電気通信事業者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について道路管理者と協力して除去する。

市は、自衛隊災害派遣部隊、災害協定団体等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。

除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第76条の6により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、市、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。

また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

【協定編「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」】

【協定編「災害時における街路樹等の倒木処理等に関する協定書」】

5. 被災者支援

市（各班）は、停電が長期化した地区について住民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

(1) 充電サービスの提供

避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。

(2) 入浴サービスの提供

公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。

(3) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等に呼びかける。

(4) 給水支援

市（各班）は断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設における水道の被災者への開放を検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。